阪神水道企業団最低制限価格制度実施要領

制　定　　平成27年７月１日
改　正　　平成27年７月２日
平成31年４月26日
令和５年５月22日

（趣旨）

第１条　この要領は、阪神水道企業団が行う一般競争入札又は指名競争入札により建設工事等の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第２項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とするか否かを決定する基準である最低制限価格を設けるときの取扱いを実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第２条　最低制限価格制度を適用する工事等は、設計金額が250万円を超える建設工事及び下記建設コンサルタント業務等とする。ただし、最低制限価格を設けることが適当でないと認められるものを除く。

測量、建築、土木・補償関係、地質調査

（最低制限価格の設定方法）

第３条　最低制限価格は、建設工事は予定価格の100分の70から100分の90、建設コンサルタント業務等は予定価格の100分の60から100分の80（地質調査コンサルタント業務は予定価格の３分の２から100分の85）までの範囲内で工事等ごとに算定する。

⑴　建設工事

主要機器費×0.875＋直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.90＋一般管理費等×0.68

⑵　建設コンサルタント業務等

①測量業務

（直接測量費＋測量調査費）×1.0＋諸経費×0.40

②建築関係コンサルタント業務

（直接人件費＋特別経費）×1.0＋技術料等経費×0.60＋諸経費×0.60

③土木・補償関係コンサルタント業務

（直接人件費＋直接経費）×1.0＋その他原価×0.90＋一般管理費等×0.30

④地質調査コンサルタント業務

直接調査費×1.0＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務×0.75＋諸経費×0.40

２　業種区分が上記にない場合は、「建築関係コンサルタント業務」または「土木・補償

関係コンサルタント業務」に準じて算出するものとする。その他、業務内容等から上記の方法により難い場合には、建設工事は予定価格の100分の70、建設コンサルタント業務等の①～③は予定価格の100分の60、④は予定価格の３分の２とする。

（適用方法）

第４条　最低制限価格の適用方法は、次に掲げるとおりとする。

⑴　最低価格入札者の入札価格が最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。

⑵　最低価格入札者の入札価格が最低制限価格未満の場合は、当該入札者を失格者とする。

（最低制限価格の周知）

第５条　最低制限価格を設定した場合は、予定価格決定書に当該最低制限価格を記載するとともに、入札に参加しようとする者に対し、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

（入札経過の報告）

第６条　最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札経過表等に、当該入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成27年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年７月２日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年４月26日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年５月22日から施行する。

平成３１年1月１６日

最低制限価格等算定におけるスクラップ控除額の取扱いについて

阪神水道企業団が発注する建設工事における最低制限価格等の算定に当たり、平成３１年４月１日以降契約締結分よりスクラップ控除額を下記のとおり取り扱うこことしましたのでよろしくお願いします。

記

工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合の最低制限価格等の算定に当たっては、直接工事費からスクラップ控除額を減じた上で、所定の率を乗じることとします。

〇建設工事の最低制限基本価格の算定式

主要機器費×０．８７５＋（直接工事費－スクラップ控除額）×０．９５＋共通仮設費×０．９＋現場管理費×０．８＋④一般管理費×０．５５